

(目 次)

第1	監査の概要	1
1	監査テーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象及び対象部課等	1
4	監査の期間	2
5	監査の方法	2
6	監査の着眼点	2
7	監査を実施した監査委員名	2
第2	債権の概要	3
1	債権の区分	3
第3	監査の結果	4
1	全庁的な取組	4
2	債権ごとの監査結果及び意見	4
	(1) 市税(市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税:収税対策課)	4
	(2) 国民健康保険税(収税対策課)	7
	(3) 保育料(子育て支援課)	9
	(4) 下水道受益者負担金(下水道課)	10
	(5) 下水道使用料(下水道課)	13
	(6) 後期高齢者医療保険料(健康づくり課)	14
	(7) 老人福祉措置費(福祉課)	16
	(8) 水路使用料(水路課)	18
	(9) 生活保護費返還金(福祉課)	19
	(10) 老人福祉電話使用料(福祉課)	21
	(11) 児童扶養手当返還金(子育て支援課)	23
	(12) 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料(建設課)	24
	(13) 土地貸付料(財政課)	27
	(14) 地域改善対策専修学校等技能習得資金返還金(福祉課)	28
	(15) 災害援護資金貸付金元利収入(福祉課)	30
	(16) 三橋町奨学資金貸付金(学校教育課)	31
	(17) 住宅新築資金等貸付金(人権・同和対策室)	32
	(18) 水道料金(水道課)	34
第4	むすび	36

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

未収金に係る債権の管理について

2 監査の目的

昨今の厳しい経済情勢を受け、本市においては市税収入が減少する一方で、少子高齢化の進展に伴う社会保障費関係経費は増加の一途をたどっている。このため市では、一層の歳出削減に努めるとともに歳入の確保に取り組んでいるところである。このような状況の中で、平成21年度決算における各会計の収入未済額は合計で12億7,200万円に上っており、未収金の回収を図ることは、市の安定的な財源確保と市民負担の公平性の確保の観点から極めて重要な課題となっている。

今回の行政監査は、未収金に係る管理が法令に基づいて適正・合理的かつ公平に行われているかを検証し、今後の債権管理に寄与することを目的として実施するものである。

3 監査の対象及び対象部課等

平成21年度決算において収入未済額が生じた歳入費目（次表のとおり）についての平成22年度における債権管理の状況

会計区分	費目	平成21年度 収入未済額	担当部・課
一般	市民税	150,505,437	市民部・収税対策課
一般	固定資産税	251,650,905	市民部・収税対策課
一般	軽自動車税	14,607,450	市民部・収税対策課
一般	都市計画税	686,286	市民部・収税対策課
一般	保育料	6,021,800	保健福祉部・子育て支援課
一般	老人福祉措置費	1,638,080	保健福祉部・福祉課
一般	水路使用料	4,387,990	産業経済部・水路課
一般	住宅使用料	27,653,810	建設部・建設課
一般	駐車場使用料	2,675,633	建設部・建設課
一般	土地貸付料	444,750	総務部・財政課
一般	地域改善対策専修学校等技能習得資金返還金	137,956	保健福祉部・福祉課
一般	災害援護資金貸付金	1,486,140	保健福祉部・福祉課
一般	三橋町奨学資金貸付金	192,000	教育部・学校教育課
一般	生活保護費返還金	6,602,835	保健福祉部・福祉課
一般	福祉電話使用料	60,157	保健福祉部・福祉課
一般	児童扶養手当返還金	595,280	保健福祉部・子育て支援課
国民健康保険特別	国民健康保険税	502,961,318	市民部・収税対策課
住宅新築資金等特別	住宅新築資金貸付金・元金	73,054,026	保健福祉部・人権同和对策室

住宅新築資金等特別	住宅新築資金貸付金・利子	18,936,937	保健福祉部・人権同和対策室
下水道事業特別	下水道事業受益者負担金	35,607,580	建設部・下水道課
下水道事業特別	下水道使用料	3,529,990	建設部・下水道課
後期高齢者医療特別	後期高齢者医療保険料	7,631,380	保健福祉部・健康づくり課
水道事業	水道料金	160,909,293	水道課
	合 計	1,271,977,033	

4 監査の期間

平成 23 年 9 月 5 日から平成 24 年 3 月 29 日まで

5 監査の方法

各課から提出された行政監査調書及び滞納整理等関係資料を審査、確認するとともに関係職員から聴取を行った。

6 監査の着眼点

- (1) 債権の手続きは、法令等に従って適正に行われているか。
- (2) 滞納整理業務は、能率的かつ効率的に行われているか。また公平性は保たれているか。
- (3) 未収金を発生させないための取組が行われているか。

7 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

なお、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法 法

地方自治法施行令 施行令

柳川市督促手数料及び延滞金徴収条例 徴収条例

第2 債権の概要

1 債権の区分

地方自治体の債権は、法令等に基づいて義務を負わせる「公債権」と私法上の原因により発生し、原則として両当事者の合意に基づいて発生する「私債権」に大別され、「公債権」はさらに滞納をしている場合に地方公共団体自らが強制徴収することを認められている「強制徴収公債権」と認められていない「非強制徴収公債権」に区分され、区分ごとに債権回収における取扱いが異なっている。

本市における債権の区分及び区分ごとの債権管理における適用法令は次表のとおりである。

	地方公共団体の債権			
	公法上の債権		私法上の債権	
	強制徴収（滞納処分）ができる		強制徴収ができず、司法の強制執行が必要	
	地方税	分担金、過料、加入金、 法律で定める使用料、手数料	法律で定めのない使用料、手数料等	財産収入、貸付金等
行政監査の対象とした債権	市税	国民健康保険税 保育料 下水道使用料 下水道受益者負担金 後期高齢者医療保険料	児童扶養手当返還金 生活保護費返還金 水路使用料 老人福祉措置費 老人福祉電話使用料	土地貸付料 住宅新築資金償還金 地域改善対策専修学校等 技能習得資金返還金 災害援護資金貸付金 三橋町奨学資金貸付金 住宅使用料 駐車場使用料 水道料金
納入の通知	法第 231 条			
督促	地方税法	法第 231 条の 3 第 1 項		施行令第 171 条
督促料・延滞金	法第 231 条の 3 第 2 項 (市税条例、市税以外の徴収条例)			
違約金				契約による
財産調査	地方税法			
滞納処分	地方税法の規定による	法第 231 条の 3 第 3 項 個別法の規定		
強制執行等				施行令第 171 条の 2
徴収停止				施行令第 171 条の 5
消滅時効	原則 5 年（時効の援用は不要）			原則 10 年 (時効の援用が必要)
	地方税法の規定による	法第 236 条第 1 項 個別法の規定あり	法第 236 条第 1 項	

第3 監査の結果

1 全庁的な取組

市では、市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組み、その縮減を図るため、平成 22 年 4 月に収納対策委員会を設置した。収納対策委員会は副市長を委員長とし、市民部長及び収納所管課の課長等が委員となって構成され、収税対策課に事務局を置いている。具体的な取組としては、収納対策会議の開催、弁護士による研修会や相談会の実施、滞納マニュアルの策定などを行いながら、担当職員の知識の向上と収納の強化を進めている。

また、平成 23 年 11 月から債権管理を行う課において滞納管理システムを導入し、督促及び催告並びに交渉履歴等の管理を行うとともに、このシステムを介してお互いの債権管理に係る情報を共有化し、債権管理の効率化を図っている。

平成 21 年度一般会計において、市税を 36,955,772 円不納欠損した他、市税以外の未収金である保育料、障害者施設入所負担金、老人福祉措置費、水路使用料等 19,914,342 円を不納欠損している。それまでは、市税以外の滞納については、時効が成立しているにもかかわらず不納欠損を行ってこなかった経緯があり、自主財源検討委員会において検討を重ね、時効が成立している債権について整理がされたものである。なお、平成 22 年度一般会計における市税の不納欠損額は 57,181,555 円、市税以外の不納欠損額は 797,027 円となっている。

特別会計等における平成 22 年度不納欠損額は国民健康保険税 68,892,720 円（平成 21 年度 44,355,858 円）下水道使用料 314,550 円（平成 21 年度 64,330 円）後期高齢者医療保険料 463,630 円（平成 21 年度 0 円）水道料金 3,549,983 円（平成 21 年度 3,437,541 円）となっている。

2 債権ごとの監査結果及び意見

(1) 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税）

ア 制度の概要

地方税法では、地方団体は地方税を賦課徴収することができることとし（第2条）、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、当該地方団体の条例によらなければならないとしている（第3条）。本市においては、柳川市税条例で税目として市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税及び入湯税を定め、賦課徴収している。

市税の賦課に係る事務は税務課が行っており、国民健康保険税と併せて徴収から滞納整理の業務は収税対策課が行っている。

イ 未収金の状況

(ア) 市民税

（円、％）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
20	現年度	2,892,975,763	2,839,344,240		51,044	53,631,523	98.15
	過年度	112,556,359	23,403,687	7,746,206	57,553	81,406,466	20.79
	合計	3,005,532,122	2,862,747,927	7,746,206	108,597	135,037,989	95.25
21	現年度	2,757,845,049	2,709,230,307		33,131	48,614,742	98.24
	過年度	134,442,492	25,642,393	6,909,404	1,808	101,890,695	19.07

	合計	2,892,287,541	2,734,872,700	6,909,404	34,939	150,505,437	94.56
22	現年度	2,583,446,189	2,542,120,018		22,957	41,326,171	98.40
	過年度	150,274,150	24,976,335	16,727,273	0	108,570,542	16.62
	合計	2,733,720,339	2,567,096,353	16,727,273	22,957	149,896,713	93.90

(イ)固定資産税

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
20	現年度	3,252,356,300	3,180,295,627		252,244	72,060,673	97.78
	過年度	244,414,664	43,821,029	19,774,202	0	180,819,433	17.93
	合計	3,496,770,964	3,224,116,656	19,774,202	252,244	252,880,106	92.20
21	現年度	3,167,030,000	3,093,591,357		64,100	73,438,643	97.68
	過年度	253,132,350	46,356,805	28,563,283	0	178,212,262	18.31
	合計	3,420,162,350	3,139,948,162	28,563,283	64,100	251,650,905	91.81
22	現年度	2,987,251,500	2,919,307,513		4,000	67,943,987	97.73
	過年度	251,625,105	39,549,336	37,109,495	62	174,966,274	15.72
	合計	3,238,876,605	2,958,856,849	37,109,495	4,062	242,910,261	91.35

(ウ)軽自動車税

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
20	現年度	159,811,800	156,004,100		9,000	3,807,700	97.62
	過年度	13,715,930	2,561,600	1,267,800	0	9,886,530	18.68
	合計	173,527,730	158,565,700	1,267,800	9,000	13,694,230	91.38
21	現年度	163,475,200	159,124,700		33,600	4,350,500	97.34
	過年度	13,681,630	2,096,000	1,328,680	0	10,256,950	15.32
	合計	177,156,830	161,220,700	1,328,680	33,600	14,607,450	91.00
22	現年度	165,975,800	161,678,760		20,300	4,297,040	97.41
	過年度	14,641,050	2,672,700	3,247,700	0	8,720,650	18.25
	合計	180,616,850	164,351,460	3,247,700	20,300	13,017,690	90.99

(イ)都市計画税

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
20	現年度	0	0		0	0	
	過年度	1,364,278	93,400	397,587	0	873,291	6.85
	合計	1,364,278	93,400	397,587	0	873,291	6.85
21	現年度	0	0		0	0	
	過年度	873,291	32,600	154,405	0	686,286	3.73
	合計	873,291	32,600	154,405	0	686,286	3.73
22	現年度	0	0		0	0	
	過年度	686,286	35,700	97,087	0	553,499	5.20

	合計	686,286	35,700	97,087	0	553,499	5.20
--	----	---------	--------	--------	---	---------	------

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

滞納者の世帯状況、経過記録、未納状況、固定資産の状況、所得状況、軽自動車保有状況、特記事項、経過記録など徴収業務に必要な情報を滞納管理システムにて管理している。さらに、催告書の出力や財産調査の照会文書、差押等の滞納処分調書等の出力、時効の管理や不納欠損の処理など滞納整理に必要な各機能が備わっており、滞納者との交渉記録についても適時システムへ入力し、時系列による一覧画面で確認することができるようになっている。

なお、これまでのシステムは、平成23年11月にシステムを更改し、債権管理業務を行う課と情報を共有することができるようにし、債権管理事務の効率化を図っている。

(イ) 督促の状況

督促状は、納期限を過ぎても納付がない場合に、地方税法の規定に基づき納期限後20日以内に発行している。この督促状の発行は、税務課が行っている。なお、督促手数料は1通につき100円を徴収している。

(ロ) 催告の状況

督促状を送付してもなお未納の者に対する以後の対応は、収税対策課で行うことになり、督促状発行の翌月に催告書を送付している。まずは、納付相談の要請文書を送付し、反応がない場合は来庁を促す文書を送付、それでも反応がない場合は滞納処分執行予告通知を送付している。年度内に納付されず、滞納繰越となった場合は年3回催告書を送付している。

また、収納嘱託員を配置して少額の滞納者や初期の滞納者に対しては、収納嘱託員が電話催告や訪問徴収を行っている。

(ハ) 延滞金

柳川市市税条例の規定により原則徴収しているが、一部において徴収されていない。

(ニ) 滞納処分

市税は地方税法で定められた公法上の債権で、国税徴収法の例により滞納処分による財産の強制徴収が可能な債権である。期限までに納付されない場合は、文書催告や電話催告を行い、納税相談や折衝、調査等を行い、担税力のある滞納者、期限までに一括納付ができない滞納者、全く納付できない滞納者に分類していく。担税力があると認められる滞納者については、滞納が2年目以降となった場合に不動産や預金、保険、所得等の財産調査を行い、差押や参加差押(1)、交付要求(2)の滞納処分を実施している。平成22年度は124件の滞納処分を行い差押金額は117,005千円となっている。

差し押さえた預金や保険等は指定された期日に金融機関、生命保険会社等から取立てを行い、不動産や動産は公売により換価して、その換価代金を納税額へ充てている。平成22年度における換価金額は13,433千円であった。ただ、不動産の公売には不動産鑑定料などの費用が必要となることや、抵当権が設定されている不動産については配当金額の見込める事案が少ないことから公売に至るケースは少ない。

一方、期限までに一括納付ができない者については、納付誓約書や一部納付により時効中断

を行っている。また資力がないため全く納付できない者については、執行停止の手続きをとっている。

- 1：参加差押とは、すでに他の行政機関の差押がある場合に、二番手以降として差し押えることをいう。
- 2：交付要求とは、自ら滞納処分を行うのではなく、他の執行機関の強制執行に参加して、その換価代金から配当を受けるための手続きをいう。

(カ) 不納欠損

平成 22 年度において、即時欠損 42 名 3,424,100 円、執行停止欠損 259 名 16,266,848 円、執行停止のうち時効欠損 158 名 8,270,465 円、時効欠損 1,483 名 36,431,914 円、合計 64,393,327 円が不納欠損されている。

エ 滞納対策

徴収率の向上対策として、収納嘱託員(2 名)の配置、差押物件のインターネット公売や合同公売会、県地方税対策部特別班から派遣された職員との連携による徴収業務を行っている。

【現状と課題】

(1) 収納率の現状について

「イ未収金の状況」において表(P4~P6)で示したとおり、過年度分の収納率は市民税において平成 20 年度 20.79%、平成 21 年度 19.07%、平成 22 年度 16.62%、固定資産税において平成 20 年度 17.93%、平成 21 年度 18.31%、平成 22 年度 15.72% (他の税目は同表を参照)となっている。以上のことから、様々な努力にもかかわらず、成果が上がっているとは言い難い。

(2) 収納率の向上について

今後とも徴収業務はなお厳しい状況が続くと思われるが、特に担税力のある高額滞納者を重点的に取り組んで過年度分の収納率向上に努めるとともに、新たな未収金の発生を抑制して現年度分の収納率向上にも努め、未収金の減少に向けて鋭意努力をされたい。

(3) 延滞金について

納付相談の際には、本税を優先して納付させ延滞金を免除しているケースが見られる。しかし、延滞金の徴収については、納期内納付者との負担の公平性を図るとともに、納期内納付の促進を図るという延滞金の趣旨から厳格な運用が望まれる。

(2) 国民健康保険税(収税対策課)

ア 制度の概要

国民健康保険法では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として、市町村は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うこととしている。そして、地方税法では国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができるとしており、本市においては柳川市国民健康保険税条例により国民健康保険税を徴収している。

国民健康保険税は、前年の所得や世帯の人数に応じて医療保険分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分をそれぞれ計算し、その合算額を6月から翌年3月までの10回に分けて徴収している。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	収納率
20	現年度	1,897,391,100	1,794,506,950		2,048,700	102,884,150	94.58
	過年度	490,350,476	66,038,861	34,190,009	0	390,121,606	13.47
	合計	2,387,741,576	1,860,545,811	34,190,009	2,048,700	493,005,756	77.92
21	現年度	1,910,817,900	1,791,185,646		624,400	119,632,254	93.7
	過年度	487,921,356	60,236,434	44,355,858	19,600	383,329,064	12.35
	合計	2,398,739,256	1,851,422,080	44,355,858	644,000	502,961,318	77.18
22	現年度	1,857,273,700	1,746,993,716		367,900	110,279,984	94.06
	過年度	497,381,718	57,593,319	68,892,720	6,000	370,895,679	11.58
	合計	2,354,655,418	1,804,587,035	68,892,720	373,900	481,175,663	76.64

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

市税とともに滞納管理システムにより、滞納者についての徴収業務に必要な情報を詳細に管理している。

柳川市国民健康保険税条例第28条の規定に基づき、市税と同様に納期限後20日以内に督促状を発行している。この督促状の発行は健康づくり課が行っている。なお、督促手数料は、督促状1通につき100円を徴収している。

(イ) 催告の状況

督促状を発行してもなお未納の者に対する対応は、収税対策課で行うことになり、市税と同様の取扱いを行っている。

(ロ) 延滞金

柳川市国民健康保険税条例第28条の規定により、市税と同様の取扱いを行っている。

(ハ) 滞納処分

収税対策課において、市税と同様の取扱いを行っている。

(ニ) 不納欠損

平成22年度において、即時欠損8名489,700円、執行停止欠損119名10,478,000円、執行停止のうち時効欠損150名23,336,010円、時効欠損461名34,589,010円、合計68,892,720円が不納欠損されている。

エ 滞納対策

徴収率の向上対策としては、市税と同様の対策に加え被保険者証を本証から被保険者資格証明書又は短期被保険者証に切り替え、滞納者と面談する機会を増やし、国民健康保険税の早期納付を指導している。

【現状と課題】

(1) 収納率の向上について

国民健康保険税の過年度分収納率は、平成22年度13.47%、平成21年度12.35%、平成22年度11.58%であり、市税と同様に徴収業務の成果が上がっているとは言い難い。また収入未済額は現年度分・過年度分合計で平成20年度は4億9300万円、平成21年度5億300万円、平成22年度4億8100万円となり、市の未収金の中でも大きな割合を占めている。国民健康保険は加入する被保険者が受益を被る事業でもあることから、市民負担の公平性の観点からも滞納整理事務を一層強化し収納率の向上に向けて鋭意努力されたい。

(3) 保育料(子育て支援課)

ア 制度の概要

児童福祉法では、市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児等の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならないとされている。また、この場合において市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができるとしており、本市においては柳川市保育の実施に関する条例及び同条例施行規則により、児童の年齢及び前年の所得税額等に応じて保育料を徴収している。

イ 未収金の状況

(円、%)

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	409,493,750	408,534,500		959,250	99.77
	過年度	12,188,980	2,365,380	0	9,823,600	19.41
	合計	421,682,730	410,899,880	0	10,782,850	97.46
21	現年度	395,831,500	394,555,000		1,276,500	99.68
	過年度	10,782,850	1,179,100	4,858,450	4,745,300	10.93
	合計	406,614,350	395,734,100	4,858,450	6,021,800	97.32
22	現年度	414,611,875	413,377,875		1,234,000	99.70
	過年度	6,021,800	2,509,850	99,000	3,412,950	41.68
	合計	420,633,675	415,887,725	99,000	4,646,950	98.87

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

保育料の賦課及び収納については、保育料収納システムにより管理している。また、督促及び催告並びにその他の経過については、表計算ソフトにより作成し管理している。

(イ) 督促の状況

保育料においては、督促状に代えて未納通知書を納期限後 20 日以内に発行している。しかしながら、督促手数料については明確な理由がないにもかかわらず徴収していない。

(ウ) 催告の状況

5月、8月、12月、2月の年4回催告書を送付している。また、納付誓約書を提出している者が期日までに納付しなかった場合における電話による催告や納付誓約書を提出していない者を対象に訪問による催告を行っている。

(I) 延滞金

徴収条例第2条の規定によりその例によることとされる柳川市税条例第19条では、延滞金を納入しなければならないと規定されているが、明確な理由がないにもかかわらず徴収していない。

(オ) 滞納処分

児童福祉法第56条第10項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分できるとされているが、滞納処分の実績はない。

(カ) 不納欠損

平成22年度において、5年の時効が成立した債権について1名分99,000円を不納欠損している。

エ 滞納対策

未納者に対しては、子ども手当や児童扶養手当等の支払を口座振込から窓口払いに変更して、滞納者と相談する機会を増やし、保育料の早期納付の指導や納付誓約等の提出を促している。

【現状と課題】

(1) 督促手数料及び延滞金の徴収について

徴収条例第2条によりその例によることとされる市税条例第19条及び第21条では、督促状を発した場合は100円の督促手数料を徴収しなければならない、また納期限後に納付した場合には、納入日までの日数に応じ延滞金を納入しなければならないと規定されている。しかしながら、保育料においては明確な理由がないにもかかわらず徴収していない。

督促手数料及び延滞金を徴収していないことについては、条例に定めがある以上、やむを得ない理由があると認める場合を除き徴収するのが適切であるといえる。またやむを得ない理由により延滞金を減免する場合は、その理由を明らかにしておく必要がある。

(2) 滞納処分について

保育料は児童福祉法第56条第10項に、指定の期限内に納付しない者があるときは、国税・地方税の滞納処分の例により処分できると規定されている強制徴収公債権であるので、滞納処分を検討していく必要がある。

(4) 下水道受益者負担金（下水道課）

ア 制度の概要

公共下水道事業の対象となる区域は事業認可を得た区域だけに限られ、さらにこの事業により、利益を受ける者は、事業認可区域のうち公共下水道が整備された区域内の者である。このように

受益者が特定の者に限られている場合においては、事業により利益を受ける者に対して、その工事費の一部に充てるため、都市計画法第 75 条の規定に基づき、市は「柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例（以下、「受益者負担金条例」という。）を設置し、受益者から負担金を徴収している。

負担金は一度限り賦課され、その金額を5年に分割し、さらに1年を4期に分けて合計20回の分割による方法で納入することになっている。また、負担金を一括納付した場合は一括納付奨励金制度を設けている。

しかし、対象区域の者に対して接続の有無にかかわらず納付義務が生じることから、接続をしない者の中には負担金を納付することに理解を示さない者もあり、この場合に滞納が発生してくる例が多い。

また、受益者負担金条例第 10 条では年利 14.5%の延滞金を徴するものとする規定し、また同条例第 12 条では督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収すると規定されている。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	48,298,710	41,589,190		6,709,520	86.11
	過年度	27,846,540	1,424,000	0	26,422,540	5.11
	合計	76,145,250	43,013,190	0	33,132,060	56.49
21	現年度	42,134,610	36,275,090		5,859,520	86.09
	過年度	33,132,060	3,384,000	0	29,748,060	10.211
	合計	75,266,670	39,659,090	0	35,607,580	52.69
22	現年度	38,366,370	34,544,770		35,607,580	90.04
	過年度	35,607,580	1,630,000	0	33,977,580	4.58
	合計	73,973,950	36,174,770	0	37,799,180	48.90

(ア) 債権管理台帳の整備

下水道受益者負担金の賦課及び収納については、受益者負担金システムにより管理している。また、督促及び催告並びにその他の経過については、個人毎の管理は行っていなかったため、平成 23 年度において過去に発送した文書の履歴等を表計算ソフトにより作成しているところである。

(イ) 督促の状況

受益者負担金条例第 11 条に基づき納期限後 20 日以内に督促状を発行している。しかしながら、督促手数料については、受益者負担金条例第 12 条に督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収するとしているにもかかわらず、制度に関する十分な理解が得られず、説得を重ねて受益者負担金を納付してもらった状況の中で督促手数料を請求することは難しいとして徴収していない。

(ウ) 催告の状況

年 1 回年度末に発行している。また、督促状や催告書を送った後に相手から連絡があった場合には電話や訪問を行っている。

(I) 延滞金

都市計画法第 75 条第 4 項及び受益者負担金条例第 10 条では、納期限までに負担金を納付しない者があるときは、延滞金を徴収するとされているが、督促手数料と同じ理由で徴収していない。

(オ) 滞納処分

都市計画法第 75 条第 5 項において、督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、市は、国税滞納処分の例によることができるとされているが、滞納処分を行った実績はない。また、平成 22 年度までは、納付誓約書や一部納付等による時効中断の手続きを行ったこともなかった。

(カ) 不納欠損

負担金を徴収する権利は、5 年を経過した時に消滅するが、これまで不納欠損を行った実績はなく、制度が始まった平成 14 年度から平成 17 年度に賦課をした 11,537,500 円についてはすでに時効が成立しているが、未だに滞納繰越額として管理されている。

エ 滞納対策

未納者宅へ訪問による催告を行いながら、滞納繰越額を抑えていくとともに、納付誓約書や一部納付による時効中断の手続きを行っていくとしている。

【現状と課題】

(1) 督促手数料及び延滞金の徴収について

受益者負担金条例第 12 条では督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収するよう規定され、都市計画法第 75 条第 4 項及び受益者負担金条例第 10 条の規定では、納期限までに負担金を納付しないものがあるときは延滞金を徴収すると規定されている。しかしながら、受益者負担金については、制度に関する十分な理解が得られず、説得を重ねて受益者負担金を納付してもらった状況の中で督促手数料を請求することは難しいという理由で徴収していない。

督促手数料及び延滞金を徴収していないことについては、法律及び条例に定めがある以上、やむを得ない理由があると認める場合を除き、徴収するのが適切であるといえる。またやむを得ない理由により延滞金を減免する場合は、その理由を明らかにしておく必要がある。

(2) 納付誓約書の徴収について

受益者負担金については接続しないのだから払う必要がないという意識が強い反面、接続するときに支払うという考えの滞納者もいることから、納付誓約書等で債務の確認を行い、時効中断を継続していく方法も検討されたい。あわせて、受益者負担金は都市計画法第 75 条第 5 項に国税滞納処分の例により徴収することができると規定されている強制徴収公債権であるので、滞納処分を検討していく必要がある。

(3) 不納欠損について

5 年を経過する債権(平成 14 年度～17 年度)が未だに不納欠損されていないことについては、徴収する権利は時効消滅していることから、不納欠損をされたい。

(4) 事業の周知について

下水道事業の推進にあたっては、対象区域の住民の十分な理解が必要であり、理解を得られないということで滞納者を生じさせることのないよう、今後とも受益者負担金と受益内容について説明を徹底されたい。

(5) 下水道使用料(下水道課)

ア 制度の概要

下水道法第 20 条第 1 項及び柳川市下水道条例第 15 条の規程に基づき、公共下水道の利用者から徴収する使用料である。柳川市水道事業に徴収事務を委託し、水道料金と一緒に請求する上下水道料金一括納付を実施している。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	94,924,530	93,542,210		1,382,320	98.54
	過年度	2,043,880	593,430	75,980	1,374,470	29.03
	合計	96,968,410	94,135,640	75,980	2,756,790	97.08
21	現年度	102,117,070	100,802,700		1,314,370	98.01
	過年度	2,756,790	476,840	64,330	2,215,620	17.30
	合計	104,873,860	101,279,540	64,330	3,529,990	96.57
22	現年度	111,187,740	109,506,470		1,681,270	98.49
	過年度	3,529,990	561,390	314,550	2,654,050	15.90
	合計	114,717,730	110,067,860	314,550	4,335,320	95.95

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

水道課に委託し、水道課のシステムにて管理している。

(イ) 督促の状況

上下水道一括納付方式のため、督促状は水道料金と合わせて納期限後 20 日以内に発行されている。督促手数料については、下水道使用料条例第 3 条に督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収するよう規定されているが、下水道使用料を滞納している者は水道料金も滞納しているため、徴収した督促手数料は水道事業会計に収納されている。

(ウ) 催告の状況

水道料金と併せて年 3 回発送している。また、水道課において電話や訪問による催告を行っている。

(エ) 延滞金

下水道使用料条例第 4 条の規定に基づき徴収されている。平成 22 年度においては 10 件 33,400 円が収納されている。

(オ) 滞納処分

水道料金は自力執行権がないため、直接財産等を差し押えることはできないが、下水道使用

料は法附則第6条第3号の規定に規定される法律で定める使用料となるため強制徴収公債権に分類され、地方税の滞納処分の例により処分することができるが滞納処分の実績はない。

(カ) 不納欠損

使用料を徴収する権利は、5年を経過した時に消滅し、未収金は不納欠損処理される。平成22年度は、平成17年度に賦課をした314,550円について不納欠損されている。なお、平成22年度までは、納付誓約書や一部納付等で時効中断を行った例はない。

エ 滞納対策

今後も徴収業務に関しては、水道課に委託をしていく予定であるが、水道課と連携を図り、高額滞納者については下水道課職員も同行し、収納率の向上に努めるとしている。

また、平成23年度においては、納付誓約書や一部納付の取付けを重点課題として取り組んでいる。

【現状と課題】

(1) 督促手数料について

下水道使用料は法附則第6条第3号に規定される法律で定める使用料であり、法第231条の3第3項の規定により強制徴収公債権に分類され、私債権に分類される水道料金とは滞納整理の方法が異なる。このため、現在水道料金及び下水道使用料双方に滞納がある場合の督促手数料は水道事業会計に収納されているが、水道料金は督促手数料を徴収することができないので、下水道使用料に係る督促手数料については下水道事業会計に収納されたい。また、滞納処分についても検討していく必要がある。

(2) 滞納整理への関与について

下水道使用料の未納者への督促状の発行や滞納整理業務は水道課に委託して行なわれているが、滞納者に関する詳細や水道課が行っている日常的な滞納整理について、必ずしも明確に把握できているとは言えない。下水道課としても滞納状況の把握・分析や収納率向上の検討を行い、必要に応じて水道課と協議する等、当該課として滞納整理に関する共通認識が必要である。

(6) 後期高齢者医療保険料（健康づくり課）

ア 制度の概要

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行い、高齢者の福祉の増進を図ることを目的として、それまでの老人保健制度に代わり、平成20年度に創設された制度である。市は県単位に設けられた後期高齢者医療広域連合に加入し、75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満の者で政令で定める障害の程度にある高齢者が被保険者となっている。被保険者はこの医療に要する保険料を負担することとなり、保険料の徴収については、市町村の事務とされている。保険料は、年金からの特別控除と普通徴収のいずれかで納付することになり、一旦市へ納入された保険料を全額後期高齢者医療広域連合へ納付している。

また、柳川市後期高齢者医療に関する条例第5条には督促手数料は督促状1通につき100円とすると規定し、同条例第6条には年利14.6%の延滞金額を加算して納付しなければならないと規定されている。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	526,442,650	519,264,370		7,178,280	98.64
	過年度	0	0	0	0	-
	合計	526,442,650	519,264,370	0	7,178,280	98.64
21	現年度	518,252,040	514,667,860		3,584,180	99.31
	過年度	6,658,340	2,611,140	0	4,047,200	39.22
	合計	524,910,380	517,279,000	0	7,631,380	98.55
22	現年度	536,328,810	534,972,880		1,355,930	99.75
	過年度	7,410,170	3,017,870	463,630	3,928,670	40.73
	合計	543,738,980	537,990,750	463,630	5,284,600	98.94

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

収納については、調定保険料、納付保険料、督促手数料、納期限や領収日等を入力・表示できるシステムにより管理され、滞納整理に関する経過は表計算ソフトで管理している。

(イ) 督促の状況

督促状は納付期限後20日以内に発行している。特に新たに75歳になった被保険者で納期までに納付がなかった場合は、督促状発行前に電話連絡により説明を行っている。なお、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収している。

(ウ) 催告の状況

督促後も納付をされない場合は、10月、1月、4月に納期限を翌月末とした催告書を送付、また催告書を発送した翌月に電話催告、電話連絡がつかない場合は訪問をして催告及び納付相談を行い、納付誓約や分割納付を取り付けて時効の中断を図っている。

(エ) 延滞金

延滞金については、柳川市後期高齢者医療に関する条例第6条に規定しているにもかかわらず徴収していない。

(オ) 滞納処分

高齢者の医療の確保に関する法律第113条及び法第231の3第3項の規定により地方税法の滞納処分の例により処分することができるかとされているが、これまで交付要求以外の滞納処分の実績はない。

(カ) 不納欠損

保険料を徴収する権利は、高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定により2年を経過した時に消滅する。平成22年度においては15名分463,630円が不納欠損されている。

エ 滞納対策

新たに被保険者となった者への後期高齢者医療制度の周知に努め、初期の段階からの未納を防止するようにしている。また、滞納者には期限を切った短期被保険者証を交付して、給付の制限を行っている。さらに今後は、支払能力のある滞納者に対する滞納処分の検討を行うとしている。

【現状と課題】

(1) 延滞金の徴収について

柳川市後期高齢者医療に関する条例第6条では、納期限後にその保険料を納付する場合は延滞金を徴収すると規定されているにもかかわらず徴収していない。

延滞金を徴収していないことについては、条例に規定がある以上徴収するのが適切であるといえる。またやむを得ない理由により延滞金を減免する場合はその理由を明らかにしておく必要がある。

(2) 滞納処分について

後期高齢者医療保険料は高齢者の医療の確保に関する条例第113条の規定により、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができることとされている強制徴収公債権であるので、滞納処分を検討していく必要がある。

(7) 老人福祉措置費（福祉課）

ア 制度の概要

老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託しているもので、同法第28条の規定により、措置に要する費用として当該措置に係る者又は扶養義務者から、負担能力に応じて負担金を徴収しているものである。

なお、措置に要する費用の額は老人福祉法に関する費用徴収条例及び同条例施行規則に規定している。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	14,031,218	14,022,218		9,000	99.94
	過年度	5,502,579	313,200	0	5,189,379	5.69
	合計	19,533,797	14,335,418	0	5,198,379	73.39
21	現年度	15,876,270	15,876,270		0	100.00
	過年度	5,198,379	510,500	3,049,799	1,638,080	9.82
	合計	21,074,649	16,386,770	3,049,799	1,638,080	77.76
22	現年度	16,351,199	16,192,299		158,900	99.03
	過年度	1,638,080	496,100	0	1,141,980	30.29

	合計	17,989,279	16,688,399	0	13,008,880	92.77
--	----	------------	------------	---	------------	-------

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

表計算ソフトで作成・保存した台帳に期別調定額、収納日を入力して管理している。

(イ) 督促の状況

徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる地方税法では納付期限後 20 日以内に督促状を発行するよう規定されているが、納期限までに納付されなかった場合は電話連絡や訪問による督促を行っているとして、督促状は発行していない。このため、督促手数料も徴収していない。

(ウ) 催告の状況

電話による催告及び訪問による催告は行っているが、催告書の送付はしていない。

(エ) 延滞金

延滞金については、徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる市税条例第 19 条に規定があるにもかかわらず徴収していない。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(カ) 不納欠損

老人福祉措置費を徴収する権利は 5 年間で時効により消滅する。平成 21 年度はこれまで時効消滅となった債権について不納欠損を実施してこなかったことから、時効が成立している債権を一度に不納欠損したが、平成 22 年度においては、その年度中に時効が成立した債権はなく不納欠損は行われていない。

エ 滞納対策

督促状の発行は考えておらず、個別面談等で計画的な納付を依頼していくとしている。

【現状と課題】

(1) 督促状の発行について

督促状については、督促状より個別面談の方が効果的であるとして発行していない。しかしながら、徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる地方税法には、納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発して督促しなければならないとされているため、確実に発行されたい。またその場合は督促手数料を徴収されたい。

また、滞納となっている中には、前後の月は納付されているのにひと月のみ未納となっているものが見られることから、現年度分の納付漏れについては早期に対応して、滞納を未然に防ぐよう努められたい。

(2) 延滞金の徴収について

徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる市税条例第 19 条に規定があるにもかかわらず延滞金は徴収していない。しかしながら、これらの規定がある以上延滞金が発生した場合は、やむを得ない理由があると認める場合を除き徴収するのが適切であるといえる。また、や

むを得ない理由により延滞金を減免する場合は、その理由を明らかにしておく必要がある。

(8) 水路使用料（水路課）

ア 制度の概要

市長の許可を得て、水路に工作物を新築または改築する場合、あるいは埋立て及び付替工事を行う場合等において徴収する使用料である。使用許可期間は5年以内とし、許可期間を更新しようとする者は、その期間満了の日の30日前から7日前までに許可期間更新申請書を提出しなければならない。

イ 未収金の状況

（円、％）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	14,922,230	13,501,120		1,421,110	90.48
	過年度	8,101,726	724,640	0	7,377,086	8.95
	合計	23,023,956	14,225,760	0	8,798,196	61.79
21	現年度	14,205,500	13,488,210		717,290	94.95
	過年度	8,798,196	555,140	4,572,356	3,670,700	6.31
	合計	23,003,696	14,043,350	4,572,356	4,387,990	61.05
22	現年度	11,440,780	11,054,280		386,500	96.62
	過年度	4,491,180	603,440	202,810	3,684,930	13.44
	合計	15,931,960	11,657,720	202,810	4,071,430	73.17

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

滞納繰越分について毎年度台帳を作成し、消し込みを行っている。電話催告、訪問による催告は行ってないため、交渉内容等は記録していない。

(イ) 督促の状況

平成21年度までは、督促状は発行していなかったが、平成22年11月に平成17年度から平成21年度までの滞納分を、また平成23年6月に平成22年度に滞納となった分の督促状を発行している。

なお、平成23年度からは督促状は納付期限20日以内に発行し、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収している。

(ウ) 催告の状況

現年度分については、督促状発行から3か月後に催告状を送付、その後1か月毎に送付している。過年度分については、3～4か月毎に催告状を送付している。電話や訪問による催告は行ってない。

(I) 延滞金

徴収条例第2条の規定によりその例によることとされる市税条例第19条に規定があるにもかかわらず、平成22年度までは延滞金は徴収していなかった。

なお、平成 23 年度からは、平成 22 年度以降に賦課をした分について延滞金を徴収するよう改善を行った。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(カ) 不納欠損

水路使用料を徴収する権利は 5 年間で時効により消滅する。平成 22 年度末には、平成 17 年度賦課分 69 件 780,280 円を不納欠損したが、そのうちの 48 件 577,470 円分については、平成 22 年 11 月 26 日に発行した督促状が時効中断になるとして不納欠損を取り消し、最終的に 21 件 202,810 円が不納欠損されている。

エ 滞納対策

新規に水路使用の許可する場合は、許可証を手渡しすることとし、その際に使用料の納付について直接説明を行うなどして、現年度分の収納率を上げることで滞納繰越が減少するよう努めていく。

【現状と課題】

(1) 調定区分について

水路使用許可期間経過後も使用を継続したまま更新申請を行わず、許可期限の翌年度以降に行った場合において、前回の許可期間以降の使用料を遡及して徴収することとしているが、その際、その間の使用料は滞納繰越分として調定している。この取扱いについては新たな歳入として現年度分に計上されたい。

(2) 債権管理について

平成 23 年 3 月 31 日に一旦不納欠損した過年度分使用料の一部が、督促状発行による時効中断があっただけで不納欠損の取消として 6 月 1 日に調定をしている。また、平成 23 年度に過年度分の納付書を発送した後、平成 21 年に納付済であることが判明したという理由で調定額を減額しているケースがみられた。督促状等による時効中断や消込、交渉履歴等については、一元化した管理を行い、誤った処理によって市の信頼を失することのないよう適正な管理に努められたい。

(3) 滞納対策について

水路使用許可については、最長 5 年で更新時期が到来することから、更新手続きを確実に進めるとともに、その許可の際に滞納額を納付させるなど、効果的な対策を検討されたい。

(9) 生活保護費返還金（福祉課）

ア 制度の概要

生活保護の被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（生活保護法第 63 条）こととし、また、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人を

して受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部をその者から徴収することができる（同法第 78 条）としており、各規定に基づき返還金及び徴収金を徴収している。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	8,542,940	6,489,217		2,053,723	75.96
	過年度	4,877,831	159,825	0	4,718,006	3.27
	合計	13,420,771	6,649,042	0	6,771,729	49.54
21	現年度	21,038,402	18,821,639		2,216,763	49.54
	過年度	6,771,729	162,024	2,223,633	4,386,072	2.39
	合計	27,810,131	18,983,663	2,223,633	6,602,835	68.26
22	現年度	23,190,414	17,889,077		5,301,337	76.83
	過年度	6,602,835	214,613	301,579	6,086,643	3.25
	合計	29,793,249	18,103,690	301,579	11,387,980	60.52

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

個人毎の分納予定額を記載した債権管理簿を作成し、返還理由、督促状発行年月日、指定期限等を記載し、収納があった場合は消込印を押印して管理している。

(イ) 督促の状況

督促状は発行しているが発行時期は一定していない。また、督促手数料については明確な理由がないにもかかわらず徴収していない。

(ウ) 催告の状況

12月と3月に発送している。

(エ) 延滞金

延滞金については、徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる市税条例第 19 条に規定があるにもかかわらず徴収していない。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(カ) 不納欠損

生活保護費返還金を徴収する権利は 5 年間で時効により消滅する。平成 22 年度は時効が成立した未収金 301,579 円が不納欠損処理されている。滞納者はすべて行方不明者である。

エ 滞納対策

最低生活を維持している被保護者（滞納者）には資力がなく、全額を一括納入させることが困難な場合が多いため、分割納付による計画的な納付を指導している。また、現在も受給中の場合は承諾をとった上で、保護費から控除して代理納付をしている。

【現状と課題】

(1) 督促状の発行について

納付期限から 20 日を超えて督促状が発行されているものがある。督促状については、徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる地方税法の規定により、納期限までに納付しない者がいるときは納期限後 20 日以内に発行する必要がある。

(2) 督促手数料及び延滞金の徴収について

徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる市税条例第 19 条及び第 21 条では、督促状を発した場合は 100 円の督促手数料を徴収しなければならない、また納期限後に納付した場合には、納入日までの日数に応じ延滞金を納入しなければならないと規定されている。しかしながら、生活保護費返還金においては明確な理由がないにもかかわらず徴収していない。

督促手数料及び延滞金を徴収していないことについては、条例に定めがある以上、やむを得ない理由があると認める場合を除き徴収するのが適切であるといえる。またやむを得ない理由により減免する場合は、その理由を明らかにしておく必要がある。

(3) 債務者の状況把握について

生活保護廃止となり、被保護者ではなくなった者が滞納者となるケースが多いため、これらの滞納者に対し訪問による催告を行うなどして滞納者の生活状況の把握に努め、効果的かつ継続的な対応を検討されたい。

(4) 給付の適正化について

生活保護費返還金は、現年度調定額が平成 20 年度は 854 万円であったのに対し、平成 21 年度 2,104 万円、平成 22 年度 2,319 万円と大幅に増加している。またそれに伴い収入未済額も増加し、平成 22 年度末で 1,139 万円となっている。本債権は滞納者の生活状況等から回収困難となることも多く、返納金の発生防止が何よりも重要である。このため、被保護者の資産や収入、生活実態の的確な把握に努めるとともに、収入があった場合の申告義務の指導に努め、生活保護扶助費の給付の適正化をより一層図る必要がある。

(10) 老人福祉電話使用料（福祉課）

ア 制度の概要

老人の社会との隔絶による孤独感をいやすとともに、その安否を確認するなど老人の事故を防止し、もって老人福祉の増進に寄与することを目的として、ひとり暮らしの高齢者に対し電話の貸与を行い、一旦市が負担した電話料のうち、度数制による通話料を徴収している。

なお、通話料の支払を 3 か月滞納した場合は契約を解除することができることとされている。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	43,403	31,301		12,102	72.12
	過年度	116,455	4,393	0	112,062	3.77
	合計	159,858	35,694	0	124,164	22.33

21	現年度	52,920	48,748		4,172	92.12
	過年度	124,164	57,475	10,704	55,985	46.29
	合計	177,084	106,223	10,704	60,157	59.82
22	現年度	50,833	46,312		4,521	91.11
	過年度	601,557	9,000	1,638	49,519	14.96
	合計	110,990	55,312	1,638	54,040	49.84

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

請求年月及び調定額と氏名を記載した過年度滞納収納簿を表計算ソフトにて作成し、収納があったときに収納日を入力して管理している。

(イ) 督促の状況

徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる地方税法には納付期限後 20 日以内に督促状を発行するよう規定されているが発行していない。このため、督促手数料も徴収していない。

(ウ) 催告の状況

定期的な催告状の発送、電話による催告及び訪問による催告は行っていない。

(エ) 延滞金

延滞金については、徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる市税条例第 19 条に規定があるにもかかわらず徴収していない。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(カ) 不納欠損

老人福祉電話使用料を徴収する権利は 5 年間で時効により消滅する。平成 22 年度に時効が成立した 1,638 円が不納欠損処理されている。滞納者はすべて死亡している。しかし、1 名については、5 年の時効が成立しているにもかかわらず不納欠損していない。

エ 滞納対策

連絡回数を増やし、また死亡・転出者等については、連絡先の把握に努め、家族等にも納付勧奨を行っていくとしている。

【現状と課題】

(1) 不納欠損について

5 年の時効が成立した債権について、時効中断を行っていないにもかかわらず、納付が見込まれるとして不納欠損が行われていない。法律的には公債権は時効が成立し債権が消滅している以上収納することはできないため、時効が成立した期に不納欠損する必要がある。

(2) 督促状の発行について

督促状については、徴収条例第 2 条の規定によりその例によることとされる地方税法では、納期限までに納付しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発して督促しなければな

らないとされているため、確実に発行されたい。またその場合は、督促手数料も徴収されたい。

(11) 児童扶養手当返還金(福祉課)

ア 制度の概要

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的として支給された児童扶養手当において、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた場合に既に受領した手当金を市へ返還するものである。

返還額決定後、返還額の調定を行い、年度中に返還が完了しなかった場合は、残額を翌年度へ繰り越している。その際には年度当初の4月にその年度の分納計画を提出してもらい、時効中断を行っている。

歳入科目は「その他の雑入」として収入され、財務上において現年度と過年度の区分はされていない。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	107,020	60,000		47,020	56.06
	過年度	177,640	64,000	0	113,640	36.03
	合計	284,660	124,000	0	160,660	43.56
21	現年度	560,640	40,000		520,640	7.13
	過年度	160,660	86,020	0	74,640	53.54
	合計	721,300	126,020	0	595,280	17.47
22	現年度	581,640	581,640		0	100.00
	過年度	595,280	233,000	0	362,280	39.14
	合計	1,176,920	814,640	0	362,280	69.22

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

表計算ソフトで個人毎に返還決定額、月別返還額、収納日を記載した台帳を作成し、収納があった時に入力して管理をしている。

(イ) 督促の状況

徴収条例第2条の規定によりその例によることとされる地方税法には納付期限後20日以内に督促状を発行するよう規定されているが、納期限がないためとして督促状は発行していない。このため、督促手数料も徴収していない。

(ウ) 催告の状況

定期的な催告状の発送、電話による催告及び訪問による催告は行っていないが、納付が2~3か月遅延した場合は電話による催告をしている。

(エ) 延滞金

延滞金については、徴収条例第2条の規定によりその例によることとされる市税条例第19

条に規定があるにもかかわらず徴収していない。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(カ) 不納欠損

児童扶養手当返還金を徴収する権利は5年間で時効により消滅するが、平成22年度において時効が成立した債権はなく不納欠損は行っていない。

エ 滞納対策

返納金を未然に防ぐため、受給者に対し事実婚がある場合には支給停止になることの周知をしていくとともに、子ども手当の受給者等に対しては、子ども手当の支払を窓口払とし、支払の際に面談を行って納付を促している。

【現状と課題】

(1) 督促状の発行について

児童扶養手当返還金については、返還額決定後に債務者との協議により一括返還が無理な場合は当該年度中の納付計画書を徴してそれに基づき納付させ、年度末に残金がある場合はその残金について翌年度初めに再度協議して再度納付計画書を徴している。現在、督促状については納期限がないためとして発行していないが、納付書を発行するときは、法施行令第154条第3項及び柳川市財務規則第28条の規定に基づいて納期限を記載することとし、期限までに納付しなかった場合は、徴収条例第2条の規定によりその例によることとされる地方税法の規定に基づき、納期限後20日以内に督促状を発行されたい。その場合は、督促手数料を徴収されたい。また、延滞金の徴収についても検討されたい。

(2) 給付の適正化について

本債権は返納金の発生防止が何よりも重要である。このため、受給者の生活実態の的確な把握に努めるとともに受給要件を欠く事実が発生したときの届出義務の指導に努め、受給超過が生じることのないよう、より一層の適正化を図る必要がある。

(12) 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料（建設課）

ア 制度の概要

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的（公営住宅法第1条）として、市内に15か所570戸の市営住宅を設置している。

入居の際には、連帯保証人1名の連署及び家賃の3か月分の敷金を納付することとしている（柳川市営住宅管理条例（以下「住宅管理条例」という。）第11条）。

市は、公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、入居者からの収入の申告に基づいて算出し（住宅管理条例第14条）、入居指定日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日までの間、家賃を徴収すること、また入居者は毎月末までに、その月分を納付しなければならないとしている（住宅管理

条例第 17 条)。

市営住宅駐車場については、市営住宅に入居する住民が保有する自動車の適切な管理のため、市営駐車場を設置している(柳川市営住宅駐車場条例(以下、「駐車場条例」という。)第 1 条)。

駐車場を利用しようとするものは、市長の許可を得るものとし(駐車場条例第 4 条)、利用決定者から 3 月分の使用料に相当する保証金を徴収するとしている(駐車場条例第 9 条)。

なお、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料ともに 3 月以上滞納した場合は、明渡しを請求することができるとしている(住宅管理条例 42 条、駐車場条例第 10 条)

なお、本市では、これらの債権を私債権と位置付けている。

イ 未収金の状況

(ア) 市営住宅使用料 (円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	92,197,999	85,924,099		6,273,900	93.20
	過年度	18,315,210	3,154,300	0	15,160,910	17.22
	合計	110,513,209	89,078,399	0	21,434,810	80.60
21	現年度	95,924,404	87,751,804		8,172,600	91.48
	過年度	21,434,810	1,953,600	0	19,481,210	9.11
	合計	117,359,214	89,705,404	0	27,653,810	76.44
22	現年度	97,199,073	88,549,973		8,649,100	91.10
	過年度	27,653,810	3,822,800	0	23,831,010	13.82
	合計	124,852,883	92,372,773	0	32,480,110	73.99

(イ) 市営住宅駐車場使用料 (円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	9,262,149	8,555,349		706,800	92.37
	過年度	1,637,633	309,100	0	1,328,533	18.87
	合計	10,899,782	8,864,449	0	2,035,333	81.33
21	現年度	7,506,000	6,643,200		862,800	88.51
	過年度	2,035,333	222,500	0	1,812,833	10.93
	合計	9,541,333	6,865,700	0	2,675,633	71.96
22	現年度	7,522,181	6,653,901		868,280	88.46
	過年度	2,675,633	473,760	0	2,201,873	17.71
	合計	10,197,814	7,127,661	0	3,070,153	69.89

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

滞納整理システムにて収納状況及び交渉内容を記録し、管理をしている。

(イ) 督促の状況

使用料が納入されなかった場合は、納期限後 20 日以内に督促状を発行している。しかし、私債権と位置付けているにもかかわらず、100 円の督促手数料を徴収している。

(ウ) 催告の状況

6 月、9 月、12 月、3 月に催告書を送付している。また、催告書納期限後に電話による催告を行い、7 月と 12 月には訪問による催告を行っている。

(I) 延滞金

本市では、市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料を私債権と位置付けているため、延滞金は徴収できない。また、これらの使用料は違約金等の規定されておらず、徴収もされていない。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。催告書には、納付されないときは滞納処分を執行する旨の記載をされているが、これまでに強制執行を行った事例はない。

(カ) 不納欠損

私債権と位置付けているため、債権消滅のためには時効援用が必要であるが、これまでに時効援用の事例はなく、また債権放棄の実績もないため、不納欠損の実績はない。

(キ) 連帯保証人

入居の際には連帯保証人を立てることが条件となっており、借受者に支払能力がなくなった場合は連帯保証人による債権徴収が可能とされるが、1 名を除き連帯保証人への連絡は取られていない。

エ 滞納対策

債務承認や納付誓約による時効中断の徹底、現年度分の納付を優先した新たな滞納の防止、新規滞納者への早期対応、口座振替制度の促進等を行っていくとしている。また、平成 23 年 8 月には市営住宅使用料等滞納整理事務処理要領を定めて、滞納整理に関する基準を設け、滞納月数が 3 か月以上あり、再三の催告や納入指導にもかかわらず滞納が累積している滞納者に対して明渡請求を行うとし、明渡請求にも応じない場合には法的措置行うこととしている。一方で新規に滞納が発生した入居者に関しては、必要に応じて連帯保証人に対して納付履行の協力を依頼していくとしている。

【現状と課題】

(1) 督促手数料の徴収について

市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の督促手数料を徴収していることについては、これらを私債権として位置づけているのであれば、督促手数料を徴収することは適切ではなく早急に改善されたい。

(2) 連帯保証人への対応について

入居の際に連帯保証人が署名した請書を徴しているので、連帯保証人に対して「入居者が住宅使用料を滞納した場合は債務者と連携して債務を負担しなければならない。」という意識付けを徹底し、滞納が生じた場合には滞納者と併せて連帯保証人へも請求を行うなど、連帯保証人の意義

を活用され早期に滞納解消を行うよう努められたい。

(3) 強制執行等について

債務者の返済能力に応じた明渡請求や法的措置について引き続き検討されたい。また高額所得者に対する住宅の明渡しについても条例に基づき適切に行っていく必要がある。

(13) 土地貸付料（財政課）

ア 制度の概要

市の普通財産である土地を賃貸借契約を締結して貸し付けているもので、借受者から柳川市財務規則第 128 条第 2 項の規定に基づき貸付料を徴収しているものである。土地貸付料（年額）については、住宅または営利を目的としない用途に供する場合にあっては土地の評価額に 100 分の 2 を、営利を目的とする用途に供する場合は土地の評価額に 100 分の 5 を乗じて算出している。平成 22 年度においては市内 28 か所を有償で貸し付けているが、相当以前から貸し付けているものについては賃貸借契約書ではなく「使用願」となっているものがある。

また、柳川市財務規則第 130 条には普通財産の貸付にあたっては、借受人に相当の担保を提出させ、また確実な保証人を立てさせるものとする規定されている。

イ 未収金の状況

（円、％）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	3,074,555	2,950,000		124,555	95.95
	過年度	551,080	47,500	0	503,580	8.62
	合計	3,625,635	2,997,500	0	628,135	82.68
21	現年度	2,624,765	2,496,125		128,640	95.10
	過年度	628,135	312,025	0	316,110	49.67
	合計	3,252,900	2,808,150	0	444,750	86.33
22	現年度	3,941,822	3,848,082		93,740	97.62
	過年度	444,750	36,500	0	408,250	8.21
	合計	4,386,572	3,884,582	0	501,990	88.56

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

債権管理台帳は年度ごとに更新し、滞納となっている年月及び金額を記載し、納入されたときは日付を入れた収納済印を押印して管理している。

(イ) 督促の状況

土地貸付料は原則年払としており納付書は 12 月に送付しているが、一部においては分割納付としているものもある。納期限までに納付しなかった場合には督促状の発行時期は明確に決めていないが、年度内に納付を完了されるよう納期限を記入した未納通知書を送付している。

(ウ) 催告の状況

未納通知書の発行や訪問による催告を行っている。

(I) 延滞金

私債権のため、延滞金は徴収できない。また、違約金等の規定もない。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(カ) 不納欠損

私債権と位置付けているため、債権消滅のためには時効の援用が必要であるが、これまでに時効援用の事例はなく、また債権放棄の実績もない。

エ 滞納対策

多額な滞納金とならないように定期的な隣戸訪問に努めるとしている。

【現状と課題】

(1) 賃貸借契約書について

相当以前から貸し付けている土地の使用については、「使用願」となっているものがあるが、契約書としては不十分であることから賃貸借契約書へ更新されたい。

(2) 滞納の解消について

長期にわたり土地貸付料を滞納したまま借用を続けている滞納者が見受けられる。金額からして法的措置をとることが有効であるとは考えられないことから、受益者負担の公平性の観点からも納付誓約や一部納付、返済能力に応じた分納等により時効中断を行いながら、時間をかけてでも粘り強い対応を行い適切な措置をされたい。また今後は滞納が長期化することがないように早期の対応に努められたい。

(14) 地域改善対策専修学校等技能習得資金返還金（福祉課）

ア 制度の概要

将来、社会において有為な人材として活躍が期待されながら、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対して技能習得資金の貸与を行い、もって技能及び知識の習得を援助することを目的として貸し付けた入学支度金及び修学資金の償還金である。この条例は平成14年3月31日に廃止されたが、返還に関する規定については、返済債務が消滅するまでの間効力を有するとされている。返還は、専修学校の終了又は貸与を打ち切られた日の属する月の翌月から起算して6か月を経過した後20年以内に、月賦、半年賦、年賦その他の割賦の方法により、貸与を受けた技能習得資金を返還しなければならないとされている。また、正当な理由なく期限までに返還しなかった場合は、年利10.75%の遅延利息を支払うこととされている。

現在は貸付者2名に対する償還請求を行っている状況にあり、2名のうち1名については、返還すべき日までに納付あるいは償還免除の手続きが取られているため滞納はないが、1名については平成15年以降返還がされず、この1名分の債権管理をしている。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	49,541	29,833		19,708	60.22
	過年度	98,540	0		98,540	20.15
	合計	148,081	29,833		118,248	20.15
21	現年度	49,541	29,833		19,708	60.22
	過年度	118,248	0		118,248	0.00
	合計	167,789	29,833		137,956	17.78
22	現年度	19,708	0		19,708	0.00
	過年度	137,956	0		137,956	0.00
	合計	157,664	0		157,664	0.00

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

収納については、個人毎に償還額を記載した台帳を作成し、消込を行っている。督促や催告は行っていないため、記録はしていない。

(イ) 督促の状況

年賦による償還予定のため、年1回当年度分の請求を行っているが、督促状は発行していない。

(ウ) 催告の状況

催告状は発行していないが、現年分の納付書発送の際に、未納者に対しては分納相談について付記している。

(エ) 延滞金

私債権のため、延滞金は徴収できない。また、違約金についての規定はあるが、平成15年以降納付がされないため、違約金も徴収できない状況にある。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(カ) 不納欠損

時効を10年とする私債権であり、時効が成立している債権はないため、不納欠損の実績もない。

(キ) 連帯保証人

貸付けの際には連帯保証人を立てることが条件となっており、借受者に支払能力がなくなった場合は連帯保証人による債権徴収が可能とされるが、連帯保証人への催告等はしていない。

エ 滞納対策

督促状及び催告書の発送もしていない状況であるが、債務者本人と面接し、滞納することとなった原因と経緯について聞き取りを行って対応策を講じていく。また職員での対応が困難であると判断される場合は弁護士に相談をしていくとしている。

【現状と課題】

(1) 督促状の発行について

納期限までに納付されない場合において督促状は発行されていないが、法第 171 条の規定では納付期限までに納付しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならないと規定されているので確実に発行されたい。

(2) 滞納の解消について

借受人及び連帯保証人への面談を実施して返還に対する理解を求め、滞納解消に努められたい。

(15) 災害援護資金貸付金元利収入（福祉課）

ア 制度の概要

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために貸し付けた災害援護資金の償還金である。災害援護資金の償還期間は 10 年で、そのうちの 3 年間は据置期間とし、据置期間は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除き、年利 3% と規定されている。現在債権として残っているのは、平成 3 年 9 月の台風による災害時の貸付金であり、滞納者は 2 名である。定期償還は平成 13 年 8 月まで終了しているため、現年度分としての償還はない。

イ 未収金の状況

（円、％）

	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	0				
	過年度	1,486,140	0		1,486,140	0.00
	合計	1,486,140	0		1,486,140	0.00
21	現年度	0				
	過年度	1,486,140	0		1,486,140	0.00
	合計	1,486,140	0		1,486,140	0.00
22	現年度	0				
	過年度	1,486,140	0		1,486,140	0.00
	合計	1,486,140	0		1,486,140	0.00

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

収納については、個人毎に償還額を記載した台帳に消込を行うようになっている。また、滞納者との交渉記録はこの台帳とは別に作成している。

(イ) 督促の状況

当該貸付は平成3年の貸付を行なったのが最後であり、すべての償還金が10年の償還期日を経過しているので、現時点において、現年度分の滞納が発生することはなく、督促状を発行することはない。なお、私債権のため、督促手数料は徴収できない。

(ウ) 催告の状況

毎年 1 回 10 月に滞納者及び保証人へ発送している。その催告書には、納入日までの日数に

応じ、延滞した金額につき年 10.75%の延滞利子が発生する旨記載をされている。延滞利子に関しては、災害弔慰金の支給等に関する法律施行規則第 10 条（違約金）の規定に基づく利率である。

なお、平成 24 年 1 月の訪問による催告後、2 名のうちの 1 名については返済の意思を確認し、返済計画を策定中である。

(I) 延滞金

私債権のため、延滞金は徴収できない。また、延滞利子として災害弔慰金の支給等に関する法律施行規則第 10 条（違約金）に徴収規定があるが、平成 19 年度以降は本体の返還もなく、またそれ以前（合併後）も延滞金を徴収した実績はない。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った実績もない。

(カ) 不納欠損

私債権であり、時効の援用はなされたことはなく、不納欠損の実績はない。

(キ) 連帯保証人

貸付の際には連帯保証人を立てられているため、滞納者の連帯保証人へ年 1 回催告書を送付している。

エ 滞納対策

今後は訪問して金銭徴収を行い、時効中断を行うとしている。

【現状と課題】

(1) 今後の対応について

一部については滞納解消へ向けて前進があっている。今後とも残る債権の解消に向けて精力的な取組を期待する。

(16) 三橋町奨学資金貸付金（学校教育課）

ア 制度の概要

合併前の旧三橋町において、福岡県地域改善対策高等学校等奨学資金及び福岡県地域改善対策大学奨学金並びに福岡県大学入学一時金（以下「資金」という。）の貸付に関する事務を円滑かつ効率的に行うため、三橋町奨学資金等貸付基金を設置して、資金の貸与を受けることが確実と認められる者または決定している者に対し、資金が支給するまでの間において、設置されている基金を原資として貸し付けていたものである。平成 21 年 3 月に同基金は廃止され、未償還となっていた 192,000 円は一般会計で管理されることとなった。

イ 未収金の状況

（円、％）

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	0	0		0	
	過年度	192,000	0	0	192,000	0

	合計	192,000	0	0	192,000	0
21	現年度	0	0		0	
	過年度	192,000	0	0	192,000	0
	合計	192,000	0	0	192,000	0
22	現年度	0	0		0	
	過年度	192,000	0	192,000	0	0
	合計	192,000	0	192,000	0	0

滞納となっているのは平成4年に貸付を行い、県から支給される資金を返還金へ充当して返還する予定であったが、本人がその年度の3学期を休学したため、県が同資金を支給しなかったことから充当することができず、本人へ請求するも返還しなかったものである。翌年の平成5年には数回の訪問催告を行ったという記録があるが返還はされず、また、平成6年度以降における記録は残っていない。

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

平成5年当時の基金の出納を記録した台帳があるが、その後の貸付及び償還がないため特に記録はされていない。

(イ) 督促の状況

当該貸付は平成21年度をもって基金条例が廃止され、新たに滞納が発生することはない。

(ウ) 催告の状況

平成6年度以降催告等行われたという記録はない。

(エ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(オ) 不納欠損

平成23年2月に滞納者から時効の援用がなされ、平成22年度において192,000円が不納欠損されている。

【現状】

平成22年度において時効援用により不納欠損し、三橋町奨学資金に係る債権は解消された。また同貸付基金条例は廃止となっているため、今後において償還金が発生することはない。

(17) 住宅新築資金等貸付金返還金（人権・同和対策室）

ア 制度の概要

合併前の三橋町住宅新築資金等貸付条例により、同和対策事業特別措置法に基づき歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域で、町長が指定した地域に係る住宅の新築、購入、改修等を行おうとする者に対して必要な資金（住宅新築資金、住宅改修資金、宅地取得資金）の貸付事業を行った。その貸付の返還金で、償還期間は25年以内の規則で定める期間とされ、貸付利率は年3.5%で、元利均等月賦償還と定められており、償還金を元本と利子に分

けて収納されている。また、定められた償還期限までに貸付金を返還しなかったときは、年 10.95%の割合で計算した違約金を請求できるとしている。この条例は平成 9 年 9 月に廃止されたが、償還に関する規定については、貸付金償還が終了するまでの間、効力を有するとされ、現在は償還事務のみだけである。

イ 未収金の状況

(1) 元金 (円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	5,782,440	2,273,380		3,509,060	39.32
	過年度	67,776,563	686,497	0	67,090,066	1.01
	合計	73,559,003	2,959,877	0	70,599,126	4.02
21	現年度	5,954,102	2,539,391		3,414,711	42.65
	過年度	70,599,126	959,811	0	69,639,315	1.36
	合計	76,553,228	3,499,202	0	73,054,026	4.57
22	現年度	4,143,190	1,392,206		2,750,984	33.60
	過年度	73,054,026	1,297,550	0	71,756,476	1.78
	合計	77,197,216	2,689,756	0	74,507,460	3.48

(2) 利子 (円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	720,672	110,388		610,284	15.32
	過年度	17,987,449	84,680		17,902,769	0.47
	合計	18,708,121	195,068	0	18,513,053	1.04
21	現年度	576,914	57,353		519,561	9.94
	過年度	18,513,053	95,677	0	18,417,376	0.52
	合計	19,089,967	153,030	0	18,936,937	0.80
22	現年度	455,880	16,860		439,020	3.70
	過年度	18,936,937	87,377	0	18,849,560	0.46
	合計	19,392,817	104,237	0	19,288,580	0.54

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

収納については、個人毎に償還額を記載した台帳を作成し、消し込みを行っているが、督促や催促に関する記録をするようにはなっていない。

(イ) 督促の状況

督促状は納付期限後 20 日以内に発行している。督促状は通知文形式で督促状には「督促手数料 100 円、納期限の翌日から支払日までの日数に応じその延滞した金額につき年 10.95%の違約金が発生する」旨記載をされている。しかし、実態として督促手数料は徴収していない。

(ウ) 催告の状況

毎年1回3月に年度末までに納付するよう催告書を発送している。

(I) 延滞金

私債権のため、延滞金は徴収できない。また、違約金については年利10.95%の割合で計算した違約金を徴収することができることとされ、督促状にもその旨が記載されているが徴収はしていない。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。宅地取得資金については、抵当権を設定しているが、抵当権を実行したことはなく、強制執行を行った実績もない。

(カ) 不納欠損

私債権であり、時効の援用はなされたことはなく不納欠損の実績はない。

(キ) 連帯保証人

貸付の際には連帯保証人を立てることが条件となっており、借受者に支払能力がなくなった場合は連帯保証人による債権徴収が可能とされるが、連帯保証人への催告等はしていない。

エ 滞納対策

現年度の納付書送付及び督促状送付、また年1回督促状の送付を行っているだけで、電話や訪問による催告等は行っていない。今後は滞納システムの整備を行い、効率の良い徴収方法の検討を行うとしている。

【現状と対策】

(1) 督促状について

督促状は納期限後20日以内に発行されているが、その文面に督促手数料100円を徴収する旨が記載されている。住宅新築資金等貸付金返還金については、私債権に分類され督促手数料については徴収することができないため、督促手数料に係る事項を削除されたい。

(2) 違約金の徴収について

違約金については三橋町住宅新築資金等貸付条例第19条第1項では年利10.95%の割合で計算した違約金を徴収することができることとされているので、違約金の徴収について検討されたい。

(3) 滞納解消について

住宅新築資金等返還金については、過去の歴史的背景から高額化かつ長期化している債権であり、担当者だけで解決することは困難を極める。早期に市としての方針を定め、滞納解消に向け鋭意努力されたい。

(18) 水道料金（水道課）

ア 制度の概要

水道事業は清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするもので（水道法第1条）水道には、健康で文化的な市民生活や都市活動を支えるライフラインとしての役割があり、常に安全な水を安定的に供給していくことが

求められている。柳川市における平成 22 年度の給水戸数は 23,813 戸、給水人口は 68,923 人であり、配水量は、年間 6,772,611 m³、一日平均配水量は 18,555 m³であった。

水道料金は使用者から徴収することとなっており、給水装置種別及び用途別に基本料金と超過料金が定められている。

イ 未収金の状況

(円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
20	現年度	1,282,539,580	1,142,602,780		139,936,800	89.09
	過年度	165,654,523	134,743,660	2,362,920	28,547,943	81.34
	合計	1,448,194,103	1,277,346,440	2,362,920	168,484,743	88.20
21	現年度	1,248,411,890	1,121,205,900		127,205,990	89.81
	過年度	168,462,653	131,321,809	3,437,541	33,703,303	77.95
	合計	1,416,874,543	1,252,527,709	3,437,541	160,909,293	88.40
22	現年度	1,245,522,220	1,105,221,600		140,300,620	88.74
	過年度	160,663,093	118,376,696	3,549,983	38,736,414	73.68
	合計	1,406,185,313	1,223,598,296	3,549,983	179,037,034	87.02

ウ 債権管理状況

(ア) 債権管理台帳の整備

滞納システムにて管理している。

(イ) 督促の状況

督促状は下水道使用料と併せて納期限後 20 日以内に発行されている。なお、督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収して、水道料金は私債権であるにもかかわらず、この督促手数料を水道事業会計に収納している。

(ウ) 催告の状況

下水道使用料と併せて年 3 回発送している。また、電話や訪問による催告を行っている。

(エ) 延滞金

柳川市水道料金の督促手数料及び延滞金に関する条例第 2 条によりその例によることとされる市税条例第 19 条の規定により延滞金を徴収している。

(オ) 滞納処分

滞納処分の自力執行権はない。強制執行を行った事例もない。

(カ) 不納欠損

水道料金の未収金は会計処理上 5 年間で不納欠損という形をとり、その後 5 年間は簿外にて管理し、納付申出がある場合は収納している。平成 22 年度は 3,549,983 円を会計上の不納欠損（簿外管理）をしている。

エ 滞納対策

夜間徴収の回数を増やし、収納率の向上を図るとしている。

【現状と課題】

(1) 督促手数料及び延滞金の徴収について

水道料金については、これまで「公債権」と考えられていたが、「地方自治体が有する金銭債権であっても私法上の金銭債権にあたるものについては民法の消滅時効に関する規定が適用される」(最判平成15年10月10日)として水道料金債権は時効2年とする「私債権」と判断された。

しかし本市においては、水道課自らも水道料金は「私債権」としているにもかかわらず、時効を5年とし、柳川市水道料金の督促手数料及び延滞金に関する条例には督促手数料及び延滞金については市税の例により徴収すると規定し、「公債権」の取扱いをしているので早急に整理されたい。

(2) 給水停止の実施について

柳川市水道事業条例第34条第2項第2号に水道料金を指定期間内に納入しないときは、給水を停止することができることとされ、平成22年度は4回の停水予告通知を送付されているが、長期不在の場合以外は実行していない。再三の催告にも応じない滞納者に対しては、納付を強く促すため、給水停止等の厳格な対応が必要といえる。

(3) 納付誓約書の徴収について

水道料金については、一部納付や納付誓約書による時効中断を行っていないものがあるため、催告を行う中で一部納付や納付誓約書による債務の確認による時効中断を行うなど、粘り強い対応を継続されたい。

(4) 不納欠損について

水道料金は私法上の債権であり、時効の援用がない限り債権は消滅しない。現行の不納欠損は単に5年以上滞納しているものについて行っているため、不納欠損が法的に適正な処理となるよう検討されたい。

第4 むすび

平成22年度において、本市の一般会計・特別会計及び水道事業会計における収入未済額の総額は12億6,349万円で、前年度の12億7,198万円と比較すると849万円減少している。これは、主に水道料金及び生活保護費返還金において収入未済額が増加しているものの、市税及び国民健康保険税において減少しているためである。

市税については地方税法に基づき、市民が等しく納税の義務を負うものであるが、国民健康保険税や市営住宅使用料、水道料金などについては行政サービスの受益者として特定されるものであり、受益者が負担する財源をもって当該事業運営がなされるものである。したがって、市自らがなすべき徴収事務を怠ることなく確実に履行することが重要であり、このことが納付者の納付意識の高揚につながるものである。

地方分権時代における自主財源の確保は、市民の福祉増進を図るための最重要課題となっており、収納率の向上については徴収に直接携わる職員のみならず、職員一人一人が未収金に対する共通の認識を持って、滞納整理に向けて積極的に取り組まれることを期待するものである。

ここでは、未収金の発生から滞納整理、不納欠損に至る事務の流れの中で、全庁的に共通する項目、特に留意すべき事項について包括的な意見を述べることとする。

(1) 滞納整理における目標の設定

市税等の滞納は、結果的に大多数の善良な納税者の負担につながることもなり負担の公平性を揺るがす問題でもある。債権の管理を効果的に進めるためには、滞納整理における目標数値を掲げることが重要であり、目標数値の下、職員一丸となって収納率の向上や債権の整理、回収に取り組みたい。

(2) 滞納者情報の共有化

未収金が発生する理由は滞納者が置かれている状況により多種多様であるので、必要な情報を収集して滞納に至る生活実態を把握することにより、滞納者の状況に応じた対策を講じることが必要である。また、このようにして得た滞納者に関する情報及び折衝状況等は、滞納整理を効果的かつ円滑に進める上で欠くことのできないものであり、担当者が不在の場合や交替した場合においても適切な対応を行うことができるよう、正確かつ詳細に記録する必要がある。さらには各課の担当者間においてこれらの情報の共有化を図ることにより効率の良い徴収業務が可能になると考えられる。このため、平成23年11月に導入された滞納管理システムの有効活用を図るとともに、担当課が連携を強化して未収金の縮減に向け一層努力されること期待する。

(3) 口座振替等の促進

口座振替による収納は納入義務者の利便性を確保するとともに、滞納の発生防止の観点からも有効な手段であり、全ての収納金について口座振替を促進することが、収納率の向上につながると考える。このため、口座振替の奨励に努力するとともに、市民の利便性の観点からコンビニ納付の導入についても検討を進められたい。

(4) 延滞金の徴収

延滞金は、税金などを納期限までに納付しない場合において、法律や条例に基づき滞納した期間に応じて徴収するものである。延滞金の徴収は、納期内納付者との負担の公平を図るとともに、納期内納付の促進を図り、滞納者の抑制にもつながるものである。税を含めた全ての使用料等において、徴収することが基本であると考えられるので、その徴収に努められたい。

(5) 滞納処分及び法的措置の検討

今回監査対象とした未収金の中には、未納期間が長期化あるいは高額化しているにも関わらず、有効な手段を見出し得ないまま管理が続いているものが多く見られ、市税及び国民健康保険税を除く強制徴収公債権における滞納処分や非強制徴収公債権及び私債権における法的措置は全く活用できていない。資力があるにもかかわらず、納付をしないものについては、市の歳入確保及び納付者間での不公平感の解消を図る上からも滞納処分あるいは法的措置の実施を検討すべきであり、これらの実施にあたっては専門的知識と併せて時間と費用も必要となってくることから、収納対策委員会を中心として体制の充実が急務であるといえる。

(6) まとめ

最後に、今回の行政監査を通して感じられたことは、各課が本業の業務に傾注するあまり、債権の回収や滞納に対しての知識や関心、またこれが財政健全化の要であるという認識が薄かった点である。

すなわち、督促や催告を文書や電話により年に数回に止めるなど事務が形骸化し実訪や面談が少ないこと、督促手数料や延滞金を前例踏襲として徴収せずその根拠が明確でないこと、課内で定期的に滞納者ごとの対策会議などが開催されていないこと、項目ごとの件数及び金額の削減目標を策定していないこと、歴史的な背景を理由として取るべき措置を怠り今日での解決は極めて困難な状況に陥っていること、長期化する以前の初動対応が遅れていること等々、総じて未収金の回収に対する甘さが見られる。

行政における滞納対策は、納付能力がある滞納者は論外として、生活困窮者や企業倒産者などいわゆる弱者が大半を占め、強い回収行動が取りづらい面もあるかと思うが、やるべきことはやらなければならない。これは市民の理解を得る上でも重要である。

財政運営上も自主財源の確保を図る上でも、入るべくして入るべき債権の回収は確実に歳入増加につながるものである。これまで収納対策委員会を始め収税対策課の積極的な活動により、滞納額が減少するなど一定の成果が見られることも認めるが、一部において年々増嵩する現状を踏まえ更なる創意工夫と体制の強化、全職員の意識の啓発を求めるものである。